

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	小島国際法律事務所 弁護士 豊島 真、弁護士 本田 昂平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区五番町 2 - 7 五番町片岡ビル 4 階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年8月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヘリオス
証券コード	4593
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（香港株式有限責任会社）
氏名又は名称	アトス・キャピタル・リミテッド（Athos Capital Limited）
住所又は本店所在地	香港 コーズウェイ・ベイマテソン通り1、タイムズスクエア、タワーズ31階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区五番町2 - 7 五番町片岡ビル4階 小島国際法律事務所 弁護士 本田昂平
電話番号	03-3222-1401

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年8月13日
訂正箇所	2025年8月14日に提出した変更報告書No.7について、提出事由が存在しないところ、誤って提出したため、これを取り下げます。